

## 議案第42号

さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項、<u>第4条、第5条第1項及び第2項、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>(職員の任期を定めた採用)</u></p> <p>第2条 任命権者（<u>法第2条第3項に規定する任命権者をいう。以下同じ。</u>）は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員（<u>同条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。</u>）を選</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(職員の任期を定めた採用)</u></p> <p>第2条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。</p>

考により任期を定めて採用することができる。

2 [略]

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務

(2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、市民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しないとき。

(2) 第3条又は前条の規定により任期を定めて採用する職員又は短時間勤務職員を3年を超えて業務に従事させることが公務の能率的運営を確

2 [略]

保するために特に必要であると市長が認めるとき。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を更新する場合には、当該職員又は短時間勤務職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第7条 [略]

第8条 第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額、その者に適用されるさいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「給与条例」という。）別表第1又は別表第2の給料表に掲げる給料月額に、さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給与条例の適用除外等)

第9条 給与条例第3条、第4条、第7条、第8条、第10条、第11条、第14条、第19条、第20条第2項、第21条及び第30条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当とあるのは」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当と」、給与条例第25条第1項中「指定管理職員とあるのは」を「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員とあるのは」を「当該指定管理職員又は特定任期付職員と」、給与条例第25条第2項中「指定管理職員とあるのは」を「指定管理職員又は特定任期付職員と」、「当該指定管理職員とあるのは」を「当該指定管理職員又は特定任期付職員と」、給与条例第27条第2項中「100分の122.5とあるのは」を「100分の162.5と」、「100分の137.5とあるのは」を「100分の162.5とする。

(任期の更新)

第3条 任命権者は、前条の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

(給与に関する特例)

第4条 [略]

(給与条例等の適用除外等)

第5条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号。以下「給与条例」という。）第3条、第4条、第7条、第8条、第10条、第11条、第14条、第19条、第20条第2項、第21条及び第30条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第25条第1項及び第2項並びに第27条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び寒冷地手当」を「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当と」、給与条例第25条第1項中「指定管理職員とあるのは」を「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員とあるのは」を「当該指定管理職員又は特定任期付職員と」、給与条例第25条第2項中「指定管理職員とあるのは」を「指定管理職員又は特定任期付職員と」、「当該指定管理職員とあるのは」を「当該指定管理職員又は特定任期付職員と」、給与条例第27条第2項中「100分の122.5とあるのは」を「100分の162.5と」、「100分の137.5とあるのは」を「100分の162.5とする。

第10条 給与条例第9条から第11条まで、第13条、第14条、第16条及び第31条の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

2 任期付短時間勤務職員に対する給与条例第15条第2項第2号、第19条第2項及び第32条第1項の規定の適用については、給与条例第15条第2項第2号中「又は再任用短時間勤務職員」とあるのは「、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例第35号）第8条に規定する任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。））」と、給与条例第19条第2項中「又は再任用短時間勤務職員」とあるのは「、再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員」と、給与条例第32条第1項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」とする。

第11条 [略]

第6条 [略]

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

2 さいたま市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成13年さいたま市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(1週間の勤務時間)	(1週間の勤務時間)
第2条 [略]	第2条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
<u>4</u> <u>さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年さいたま市条例</u>	

第35号) 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(次条第1項において「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

5 任命権者は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により前各項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 [略]

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

4 任命権者は、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要により前3項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員の勤務時間について、別に定めることができる。

(週休日及び勤務時間の割振り)

第3条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員については1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第4条 [略]

2 任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、4週間ごとの期間につき8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上)の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、4週間ごとの期間につき8日(育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては8日以上)の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日(育児短時間勤務職員等にあつては、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)を設ける場合には、この限りでない。

い。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員等にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

(非常勤職員の勤務時間等)

第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。)の勤務時間等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 20日 (育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し、20日を超えない範囲内で規則で定める日数)

(2)・(3) [略]

2・3 [略]

(非常勤職員の勤務時間等)

第19条 非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)の勤務時間等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、任命権者が定める。